

【若林区 PTA 連合会 常置委員会について】

R4 年度より、常置委員会の担当は各委員長校・副委員長校の会長となりました。

以前は、各学校の専門委員会の委員長が常置委員会を構成しており、その場合学校ごとに常置委員会に対応する専門委員会を準備する必要がありました。

常置委員会の担当を各委員長校・副委員長校の会長とすることで、対応する専門委員会が無くても運営することができます。合わせて、ホームページでの活動もできるようになりましたので、規模が大きなイベントから Web を活用した小さなイベントまで開催が可能です。

各学校の単位 PTA の実情にあわせての活動へ変更となりました。

旧体制

健全育成委員会

若林区内 2 1 校
各学校の委員会の委員長
担当校の委員長が常置委員会の委員長となる

研修委員会

若林区内 2 1 校
各学校の委員会の委員長
担当校の委員長が常置委員会の委員長となる

保健体育委員会

若林区内 2 1 校
各学校の委員会の委員長
担当校の委員長が常置委員会の委員長となる

広報委員会

若林区内 2 1 校
各学校の委員会の委員長
担当校の委員長が常置委員会の委員長となる



R4 年度より新体制

健全育成委員会

委員長校と副委員長校の
会長がそれぞれ委員長と
副委員長になる

研修委員会

委員長校と副委員長校の
会長がそれぞれ委員長と
副委員長になる

保健体育委員会

委員長校と副委員長校の
会長がそれぞれ委員長と
副委員長になる

広報委員会

委員長校と副委員長校の
会長がそれぞれ委員長と
副委員長になる